

【件名】

中野区子ども・若者支援地域協議会の設置に向けた考え方について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

令和3年11月、子ども・若者支援センターを開設し、総合相談及び若者相談事業の実施など子ども・若者に関する相談支援体制を整備してきたところである。

近年、社会生活を営む上での様々な困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にあり、この問題に対応するためには、様々な機関がネットワークを形成し、専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施していくことが求められている。

そのため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項に基づく「中野区子ども・若者支援地域協議会」（以下、「協議会」という。）を設置することとし、子ども・若者の相談支援体制の強化に向け検討をすすめている。

1 現状と課題

- (1) 子ども・若者が抱える問題は複雑化しており、単一の機関では適切に支援することが困難な状況になっている。
- (2) 修学及び就業をしていないなど所属がないため、支援機関につながっていないなど支援の切れ目に落ちている。また、支援が途中で途切れている場合、その困難な状況が青年期に表面化することが多い。
- (3) 個人情報の取扱いに関して守秘義務がなく、複数の関係機関が情報共有を行うためには本人等からの同意が必要であり、速やかに情報共有や支援を行うことが困難な状況がある。

2 目的

社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子ども・若者に対し、切れ目のない適切な支援につなぐネットワーク体制を整備し、関係機関の連携のもと横断的な支援や年齢で途切れることのない継続した支援を行うため、協議会を設置する。

3 内容

協議会は、子ども・若者に対する以下の事項を所掌する。

- (1) 子ども・若者に関する情報、その他子ども・若者に対する適切な支援に関する情報の交換及び連絡調整

- (2) 子ども・若者に対する支援の内容に関する協議
- (3) 子ども・若者に対する支援に必要な連携及び協力体制の整備

4 組織

(1) 構成

以下の三層の会議体によって構成する。

① 代表者会議

構成機関の代表者による会議（年1回開催）

【主な協議事項】

- ・基本的な運営方針の決定
- ・子ども・若者の問題状況の情報共有

② 実務者会議

構成機関の実務担当者による会議

【主な協議事項】

- ・支援者養成研修
- ・ケースの進行管理
- ・各関係機関との取組の情報共有

③ 個別ケース検討会議（随時）

支援が必要な個別ケースに関する実務担当者による会議

【主な協議事項】

- ・個別ケースに対する検討

(2) 主な構成機関

	主な構成機関
教 育	区内小・中学校、高等学校、大学
福 祉	民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、障害福祉関係、児童養護施設、区関係所管
保健・医療	医師会、すこやか福祉センター、保健予防課
雇 用	公共職業安定所、地域若者サポートステーション、産業振興課
矯正・更生保護	保護司会、警察署、東京法務少年支援センター
健全育成	児童館、育成活動推進課、次世代育成委員
その他	若者フリースペース、区関係所管

5 子ども・若者支援調整機関

子ども・若者支援センターを子ども・若者支援調整機関（事務局機能）とする。

【法第21条（子ども・若者支援調整機関）】

6 構成員の守秘義務

協議会の構成員全員に対し、守秘義務が課せられている。【法第24条(秘密保持義務)】

7 今後のスケジュール（予定）

令和5年6月 議会報告（子ども文教委員会）

9月 子ども・若者支援地域協議会設置

10月 子ども・若者支援地域協議会代表者会議開催